

北区堀船船舶中継所の取扱いについて

1. 経 過

北区の堀船船舶中継所については、平成29年7月の区長会で休止が了承されたことから、平成31年3月末をもって同中継所を休止とした。

区長会で休止を決定する際、休止後の取扱いについては、「資源化等により不燃ごみ量の大幅な減少が想定され、船舶中継の効率的な運用が望めないこと、などの点から、資源化の進捗状況など運搬台数の抑制による環境負荷の低減について確認及び検証を行い、中防不燃ごみ処理センター（以下「中防」という。）への搬入経路にあたる区と十分な協議を行い、理解を得て廃止を含めた検討を行うこととする。」とされた。

これを受け、清掃主管部長会では、引き続き休止以後の資源化の状況や、中防への搬入台数等を検証し、堀船船舶中継所利用5区（北区・豊島区・板橋区・荒川区・足立区）及び中防への搬入経路にあたる3区（江東区・大田区・品川区）を加えた関係8区において、廃止を含めた検討を行った。

この度、利用5区の資源化の状況や中防への搬入台数について、今後の見通しがついたことから、令和2年2月14日開催の区長会総会において報告がなされ、下記のとおり了承されたものである。

2. 結 果

堀船船舶中継所は、令和元年度末をもって廃止する。

（理 由）

堀船船舶中継所利用5区は、各区とも不燃ごみの資源化に取り組み、平成31年4月から、令和元年9月までの上半期において、不燃ごみの9割以上の資源化を行っている。また、資源化後の残渣の陸上運搬についても、中防への搬入台数は利用5区平均で1日1台以下となっており、今後も資源化率や搬入台数については同様の状況が見込まれる。

これらのことから、現在、休止としている堀船船舶中継所の取扱いについては、今後も5区が資源化に取り組み、中防への搬入台数を抑制することを基本として、令和元年度末をもって廃止することとする。